

第36回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和6年7月18日  
 告示番号 第17号  
 会議年月日 令和6年7月25日  
 会議の場所 川崎農村環境改善センター  
 出席委員 別紙のとおり  
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 渡邊 晋  
 局長補佐 佐藤 正浩  
 局長補佐 浅岡 栄嗣  
 主任主査 加藤 成巳

本日の案件 第36回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
 開会時刻 午後1時35分

議	長	<p>本日の出席委員は22名であります。                  定足数に達しておりますので、第36回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、8番 千田 幹雄 委員、23番 鈴木 勝 委員より欠席の届出がありました。</p>
議	長	<p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議	長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。                  議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に7番 佐藤 想司 委員、9番 畠山 信吾 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、浅岡 局長補佐、加藤 主任主査 を指名いたします。</p>
議	長	<p>審議に入ります。</p> <p>「報告第87号 専決処分の報告について」を議題といたします。</p>
局	長	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>1ページをお開き願います。</p>

報告第87号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による権利の取得の届け出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

2ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届け出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から7ページの第27号までの27件、26名の方からの届け出であり、専決処分の日は令和6年7月16日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続により農地等の権利を取得したことの届け出に対し、農業委員会は、「速やかに届け出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届け出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届け出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届け出者に交付」する、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届け出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第87号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長  
議 長

なければ、「報告第87号」の質疑を終わります。

次に、「報告第88号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

8ページをお開き願います。

報告第88号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号の1件1筆の現状変更届出書を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出書の内容について報告しておりますので、担当委員の方には随時現

議 長

地調査により施工状況の監視指導をお願いいたします。

届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては議案に記載のとおりであり、現状変更の理由につきましては、農業用施設（農機具の格納庫）の設置となっております。

なお、藤沢地域の定例の現地確認において現地調査報告書のとおり、届出内容に問題がないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第 88 号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

（なしの声あり）

議 長  
議 長

なければ、「報告第 88 号」の質疑を終わります。

次に、「報告第 89 号 農地法第 5 条許可申請書の取下願の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

9 ページをお開き願います。

報告第 89 号 農地法第 5 条許可申請書の取下願の報告について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第 5 条許可申請書の取下願出書の提出があったので、報告するものです。

第 1 号は、千厩地域に係る案件です。

本件は、工事施工業者の都合により、予定より着工が遅れ、着工時期のめどが立たないため取り下げするものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第 89 号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

議 長

21 番 畠山 潔 委員

21 番  
畠山 潔 委員

取り下げということですが、前回 3 月 25 日に審議して可となったわけですが、今回 6 月 24 日ということで、この間 3 か月あるわけですが、例えばこの間に所有権移転など、そういう可能性はないのでしょうか。

それが疑問でありますし、もう 1 点、売買の関係だと思っておりますが、そちらの契約のほうにも売買なり駐車場を作るようだと記憶していますが、その契約のほうにも関係しないのか、疑問が生じたので、わかるところだけでいいですから回答をお願いします。

佐藤局長補佐

お答えいたします。

詳細な事由については把握しておりませんが、着工の目途が立

議 長

たないということで、まだ所有権移転の手続き、登記移転のほうの  
手続きはされておられませんし、着工も行われておりません。

そのへんの目途が立った時点で新たに申請いただけるものと考えて  
しております。

以上でございます。

畠山委員、了解ですね。

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議 長  
議 長

なければ、「報告第 89 号」の質疑を終わります。

次に、「報告第 90 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請に係る  
専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

10 ページをお開き願います。

報告第 90 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請に係る専決  
処分の報告について、内容をご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に  
基づき、農地中間管理機構に対し、別紙案による農用地利用集積  
等促進計画策定を要請することについて、別紙のとおり専決処分  
したので報告するものです。

11 ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借の移転が 2 件です。

第 1 号は、室根地域に係る申請で、6 月総会で承認いただいた  
ものですが、始期の記載が誤っており訂正したものです。

第 2 号は、一関地域に係る申請で、6 月総会議案への提出が漏  
れていたものです。

申請の内容については記載のとおりです。また、受け手の判断  
要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の  
結果十分満たしております。

どちらの案件も、事務局が農地中間管理機構との連絡調整を誤  
ったため、6 月総会に正しく提出できなかったものです。農地中  
間管理機構に計画策定を要請する期限が 7 月 5 日であり、緊急性  
があったことから、一関市農業委員会事務処理規程第 8 条の規定  
により、会長の専決処分により農地中間管理機構への要請を行っ  
たものです。専決日は、令和 6 年 7 月 2 日です。

以後、このようなことがないように、事務処理の見直しをいたし  
ます。

以上で説明を終わります。

議 長		<p>以上で「報告第 90 号」の説明を終わります。 ご質問ございませんか。</p>
議 長 13番 佐藤 和威治 委員		<p>13 番 佐藤 和威治 委員 今の説明で事務局の怠慢だったということですが、今後こういうことがないようにとお話がありましたけれども、基本的にこれは専決処分に該当するものなののでしょうか。 これまで議案として、総会の場で審議をしてやってきたものだと思います。これまで 2 期ほど農業委員をやらせてもらっていますが、こういった要請の専決をする、こういう報告はなかったと思いますが、このへんの考え方はどうすればいいのでしょうか。 専決につきましては、先ほどご説明しました通り、規定上緊急性があるものについては会長専決というものが認められているものでございます。 ただし、委員がおっしゃいますように本来であれば総会案件にすべきものです。もう少し詳細に申し上げますと、関係機関との連絡調整が複数ルートあり、一方のルートから出た話と別ルートから出た話の食い違いがありまして、両方を精密に詳細に確認しておけば間違いがなかったものですが、そういった意味で今後このようなことが発生しないように、十分注意して事務処理を行っていきたいと思います。</p>
佐藤局長補佐		<p>佐藤委員、了解ですか。 確認をしますが、例えば本日の総会の中で正式な議案として審議するとき、この始まりの日が 8 月 9 日よりも若干遅れる。 当然、遅れると思うが、そのことによる影響がどれだけのものがあるのでしょうか。 お答えいたします。 中間管理事業の事務の手続き上、遅延することによって決裁時期の関係で、12 月の地代の支払いに影響が出てくるという可能性があるということです。</p>
議 長 13番 佐藤 和威治 委員		<p>了解ですね。 その他ございませんか。</p>
議 長 16番 及川 治雄 委員		<p>16 番 及川 治雄 委員 私もちょっと分からないので、聞きたいことがあります。佐藤委員が今おっしゃったように、事務処理の仕方について伺いたいと思います。 事務担当、局長、会長と私は思っているのですが、チェック体制、確認体制というのは、どういう形で事務局でされています</p>

か。

担当制にはなっていますが、自分で起案したものを局長が確認する、それを局長が押印して、会長がまた再確認するという体制をとっているか。

それとも、そのまま議案として載せているのか、そのへんをお聞きしたいと思います。

事務局長

今、お話のあったような流れで処理をしているところですが、この案件につきましては担当レベルでやり取りとしていたもので、私のところで確認をいたしましたのが、前回の総会が終わってから日付が間違っていた、もしくは総会に提出するのが漏れていたということが分かりました。

その前の確認段階、このあたりから私を入れて、情報共有していくという体制をとらないと、こういうケースはなかなか無くならないと思いますので、今後はそのようなことをいたして漏れないように正確にできるように対応していきたいと思います。

16番

及川 治雄 委員

はなはだ失礼だと思いますが、チェック体制について、ご提言、要望を申し上げます。

起案を事務局長が作ったにしても、職員が作ったにしても、農業委員のチェックは会長だけでよろしいのでしょうか。

例えば、私、改良区の役員をやっています、改良区の理事も会計、総務委員長であるとか、ここでいえば石川会長ですが、3人で事務局が再チェックするわけです。

農業委員、自らが再チェックをする必要があるのではないかと、今後來年、次期からの再チェック制度、確認体制についてはいかなる方法がよろしいか、検討されるよう要望、意見を提言いたします。

議  
議

長  
長

その他ございませんか。

なければ、「報告第90号」の質疑を終わります。

(なしの声あり)

議

長

次に、「議案第242号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長

12ページをお開き願います。

議案第242号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請8件です。

第1号については、譲渡人が耕作管理できない状態にあること

から、譲受人が経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第2号と第3号については、いずれも譲渡人が耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

13 ページをお開き願います。

第4号から14ページの第8号については、いずれも譲渡人が遠方に居住している、あるいは高齢などの理由から耕作管理できない状態にあることから、記載のとおり同一の譲受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和9年7月31日までの3年間で、賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

次に、花泉地域に係る申請1件です。

第9号については、遠方にある農地を活用していただける方に譲りたいという譲渡人と、自宅近くで農業を行いたいという譲受人の希望が一致したことから、譲渡人から譲受人に対し贈与により農地を譲ろうとするものです。

15 ページをお開き願います。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第10号については、譲渡人と譲受人は親子関係にあり、譲渡人の子であり後継者である譲受人に生前一括贈与により農地を譲ろうとするものです。

次に、川崎地域に係る申請1件です。

第11号については、譲渡人が耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

以上で、説明を終わります。

議 長

以上で「議案第242号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

14番  
佐藤 宗雄 委員

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年7月10日、水曜日、午前11時10分より、  
現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 渡邊委員、佐々木委員、事務局職員 金野主任主査、農政推進課職員 千葉主査で行いました。

議長

4番  
小澤 仁 委員

報告内容、第1号～第8号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

ありがとうございます。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年7月10日、水曜日、午前10時より、現地調査員 農業委員 私 小澤、農地利用最適化推進委員 佐々木委員、千葉委員、支所職員 千葉係長で行いました。

報告内容、第9号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

ありがとうございます。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

12番  
藤原 美喜男 委員

現地調査日、令和6年7月10日、水曜日、午前9時45分より、現地調査員 農業委員 千葉委員、私 藤原、農地利用最適化推進委員 小松委員、岩淵委員、菅原委員、支所職員 吉田係長、小野寺主任主事で行いました。

報告内容、第10号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

ありがとうございます。

次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。

川崎地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

20番  
遠藤 勝幸 委員

現地調査日、令和6年7月10日、水曜日、午前11時より、現地調査員 農業委員 私 遠藤、農地利用最適化推進委員 今野委員、小野寺委員、事務局職員 佐川主査で行いました。

報告内容、第11号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題な

議 長

いと思われま

す。

報告は以上です。

ありがとうございます。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

議 長

4番 小澤 仁 委員

4番  
小澤 仁 委員

私も3年目に入りまして、ようやく最後のほうなので聞きたい  
と思っております。

1番、2番、3番と経営規模拡大のためにと書いてあります。

よく読むと5アールの人が133貸していて、下を見ると10アール  
の人が150アール貸付しているということなのです。

しかも、年齢が81歳の人が経営規模拡大のために農地を取得し  
たい、1千万投資しても合わないわけです。実態、書類が揃えば  
なんでも通すという姿勢ではなく、どのように農地を利活用して  
いくかという考え方でやらなければ、はっきりいって、投資目的  
ではないでしょうか。

これは現状で、植えてあるのか耕作しているのか、この方々は  
本当に直営で耕作する意思があるのかどうか、トラクターが準備  
できていればトラクターが動くのか、田植え機械が動くのか、本  
当にやる気があるのであれば私は賛成しますが、そのように書面  
上だけでこのような案件をどんどん出してくるのは、どういう姿  
勢なのかと、私は思います。

恐らくこれは、誰かに貸すか転用する目的で、このようなのを  
出しているのです。140アール貸している人が、今から81歳の人  
がどのようにして、農業の経営規模を拡大するのですか。どのよ  
うな経営規模拡大の計画書が出ているのか、現在耕作されている  
のか、伺いたいです。

佐藤局長補佐

お答えいたします。

こちらについて、事務局としてもご指摘のような疑問点があ  
り、確認したところでしたが、どちらも畑として作付けする意思  
を確認しております。

それから貸している部分につきましては、田んぼの部分をお貸付  
して、田んぼの耕作については貸しているという形で耕作を  
お願いしていて、畑として自分で耕作できる部分については増や  
して作付けしたいということでございます。

年齢についてですが、おっしゃるようなことはあるかと思いま  
すが、特に年齢制限というのは設けられてございませんので、80

歳だからダメだとも申し上げられない状況ですので、そういった形で受付したものでございます。

4番  
小澤 仁 委員  
佐藤局長補佐

今は、申請地の耕作状況はどうなっていますか。

申請地の耕作状況については、確認しましてお答えいたします。

少々、お時間をいただきたいと思います。

現地確認をした委員さんで、お答えできる方がいらっしゃれば、お願いしたいのですが。

14番  
佐藤 宗雄 委員

現地確認をした、佐藤です。

なにぶん、この地域は非常に住宅地に近い地域なので、高額になるのは分かりつつ現地確認をしています。

ですから、現実にはそこで何かを作っているかということ、牧草地も畑もありますので、この方が申請したときに、耕作しますよと多分申請したのだと思います。

それを確認してから、チェックするわけではないので今のところ、そこはなんとも言えません。

議 長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第 242 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 242 号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第 243 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

16 ページをお開き願います。

議案第 243 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第 4 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、一関地域の 1 件です。

第 1 号は、申請人が駐車場を整備するため転用申請するもので

		す。
		農地区分は、第2種農地と判断しました。
		以上、1件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第243号」の説明を終わります。
		ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。
		一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。
14番		一関地域の農地法第4条現地調査報告をいたします。
佐藤 宗雄 委員		現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。
		報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
		第1号、申請地は、一関インターチェンジから南西に約1.4kmの位置にあり、周囲は北側が農地、東側が市道、西側及び南側が宅地となっている。
		申請人が駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。
		報告は以上です。
議	長	ありがとうございました。
		以上で現地調査の結果報告を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第243号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第243号」を許可相当と決します。
議	長	次に、「議案第244号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。
		事務局の説明を求めます。
佐藤局長補佐		17ページをお開き願います。
		議案第244号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対

する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請3件です。

第1号は、借受人が公共工事に伴う発生土処理場として利用するため一時転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第2号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請地は、令和6年6月26日付で農振除外済みです。

第3号は、譲受人が建築条件付き宅地分譲をするため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

18ページをお開き願います。

次に、花泉地域に係る申請3件です。

第4号は、借受人が重機、資材置場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第5号は、借受人が公共工事に伴う発生土処理場として利用するため一時転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第6号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請地は、令和6年6月26日付で農振除外済みです。

19ページをお開き願います。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第7号は、譲受人が駐車場と資材置場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

申請地は、令和6年6月26日付で農振除外済みです。

次に、川崎地域に係る申請1件です。

第8号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、2種類の管が埋設されている4m道路に面しており、500m以内に2つ以上の公共・公益的施設が存在しているため、第3種農地と判断しました。

20ページをお開き願います。

次に、藤沢地域に係る申請12件です。

第9号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請地は、令和6年6月26日付で農振除外済みです。

第10号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請地は、令和6年6月26日付で農振除外済みです。

第11号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請地は、令和6年6月26日付で農振除外済みです。

21ページをお開き願います。

第12号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請地は、令和6年6月26日付で農振除外済みです。

第13号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請地は、令和6年6月26日付で農振除外済みです。

第14号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請地は、令和6年6月26日付で農振除外済みです。

22ページをお開き願います。

第15号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請地は、令和6年6月26日付で農振除外済みです。

第16号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

議 長  
  
14番  
佐藤 宗雄 委員

農地区分は、第2種農地と判断しました。  
申請地は、令和6年6月26日付で農振除外済みです。  
第17号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。  
農地区分は、第2種農地と判断しました。  
申請地は、令和6年6月26日付で農振除外済みです。  
23ページをお聞きます。  
第18号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。  
農地区分は、第2種農地と判断しました。  
申請地は、令和6年6月26日付で農振除外済みです。  
第19号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。  
農地区分は、第2種農地と判断しました。  
申請地は、令和6年6月26日付で農振除外済みです。  
第20号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。  
農地区分は、第2種農地と判断しました。  
申請地は、令和6年6月26日付で農振除外済みです。  
なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。  
以上、20件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。  
以上で説明を終わります。  
以上で「議案第244号」の説明を終わります。  
ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。  
最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。  
一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。  
現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。  
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。  
第1号、申請地は、一関市役所から北東に約5.5kmの位置にあり、周囲は北側、東側及び西側が原野、南側が県道となっている。  
申請人が市道整備工事に係る発生土処理場として一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地に復

議 長  
4 番  
小澤 仁 委員

旧することから、周辺の農地に影響はない。

第2号、申請地は、一関市役所から南に約 5.3 kmの位置にあり、周囲は北側が用悪水路、東側が市道、西側及び南側が農地となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第3号、申請地は、一関インターチェンジから南西に約 1.4 kmの位置にあり、周囲は北側が道、東側が市道、西側が宅地、南側が農地となっている。

申請人が建築条件付宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第4号、申請地は、花泉支所から南東に約 3.9 kmの位置にあり、周囲は北側が道、東側がため池及び原野、南側が原野、西側が国道となっている。

申請人が重機・資材置場にする計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第5号、申請地は、J R油島駅から西に約 2.3 kmの位置にあり、周囲は北側及び東側が用悪水路、南側が用悪水路及びため池、西側が雑種地となっている。

申請人が公共工事に伴う発生土の処理場として利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地に復旧することから、周辺農地に影響はない。

第6号、申請地は、花泉支所から南東に約 3.2 kmの位置にあり、周囲は北側が市道、東側が原野、南側が原野及び農地、西側が市道となっている。

申請人が太陽光発電設備を建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

議 長

12番  
藤原 美喜男 委員

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。  
室根地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。  
現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第7号、申請地は、室根支所から北東に約2.7kmの位置にあり、北側が農地、東側が宅地、西側が道、南側が県道となっている。

申請人が駐車場及び資材置場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

20番  
遠藤 勝幸 委員

次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。

川崎地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第8号、申請地は、川崎支所から南東に約0.4kmの位置にあり、周囲は北側及び東側が市道、南側が県道、西側が農地及び宅地となっている。

申請人が自己住宅を建設する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

9番  
畠山 信吾 委員

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年7月10日、水曜日、午前11時より、現地調査員 農業委員 私 畠山、農地利用最適化推進委員 畠山委員、佐藤委員、支所職員 阿部主事で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第9号、申請地は、藤沢支所から南に約1.2kmの位置にあり、周囲は北側が農地、西側及び南側が道、東側が用悪水路となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水の

みであることから、周辺農地に影響はない。

第 10 号、申請地は、藤沢支所から南に約 1.3 km の位置にあり、周囲は北側が用悪水路、西側及び南側が山林、東側が市道となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第 11 号、申請地は、藤沢支所から南に約 1.4 km の位置にあり、周囲は北側が農地、西側が道、南側及び東側が市道となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第 12 号、申請地は、藤沢支所から南東に約 0.7 km の位置にあり、周囲は北側が市道、西側が道、東側及び南側が農地となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第 13 号、申請地は、藤沢支所から南に約 3.1 km の位置にあり、周囲は北側及び西側が水路、東側及び南側が農地となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第 14 号、申請地は、藤沢支所から南に約 1.0 km の位置にあり、周囲は北側及び南側が農地、西側が山林、東側が道となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第 15 号、申請地は、藤沢支所から南に約 1.0 km の位置にあり、周囲は北側及び東側が水路、西側が原野、東側が農地となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第 16 号、申請地は、藤沢支所から南東に約 0.8 km の位置にあり、周囲は北側及び東側が農地、西側が山林及び宅地、南側が市道となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第 17 号、申請地は、藤沢支所から南西に約 0.9 km の位置にあ

り、周囲は北側及び西側が道、南側が市道、東側が農地となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第 18 号、申請地は、藤沢支所から北西に約 3.6 km の位置にあり、周囲は北側が原野、西側及び東側が農地、南側が山林となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第 19 号、申請地は、藤沢支所から北西に約 4.6 km の位置にあり、周囲は北側及び東側が山林、西側及び南側が用悪水路となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第 20 号、申請地は、藤沢支所から南に約 3.6 km の位置にあり、周囲は北側、東側、南側及び西側が山林となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

議 長

12番 藤原 美喜男 委員

12番  
藤原 美喜男 委員

19号のところで、前後のところの書類を完全に目を通していませんが、ここだけで単純に見て質問をしました。

面積の6.52㎡の中に太陽光パネル144枚ということで書いてあります。いろいろ資料を見ると別のページに関連の資料があるということを教えられたのですが、ここだけで見るとそのような形に見えましたので質問させていただきました。

議 長

小さい面積に対して、沢山、パネルがあるということですね。

9番  
畠山 信吾 委員

現地調査をしたものからまず、お知らせをしておきますが、土地利用状況図を見ると、お分かりになるかと思います。

畑の部分が 6.52 m<sup>2</sup>で、すぐその脇に山林がございまして、その山林の部分を利用して 180 枚のパネルを入れるというふうに現地確認では説明されて、その通りだと思い確認して参りました。

佐藤局長補佐

今、委員からご説明いただいた通りですが、議案書のほうも説明を省いてしまい申し訳ありません。そのへんのところは、議案

議 長

書の備考欄のところに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上です。

藤原委員、了解ですね。

その他、ございませんか。

議 長

16番 及川 治雄 委員

16番

及川 治雄 委員

この頃、太陽光発電の申請が非常に多いように感じられます。私だけでしょうか。インターネットなどを見ると、太陽光発電による農地、山林などにおける災害などの事故が結構多く発生しています。

心配しているのは農業委員会の中で、地域計画を進める中で太陽光発電だからいいということで、どんどん認可することになると、地域計画そのものについていかなるものかだと思います。

政府のほうでは、地域計画をわけてやりなさいと、自分たちが放置していいところと、本当にこれから守らなければならないところを、集約化するというのが、本当にこの地域計画の中で農地を守っていくというところが見えないです。売ってしまえば、あとは終わりです。

そのへんの太陽光発電を農業委員会がどんどん認可して、片方で地域計画をどんどん進めて農地を守ろう、担い手を集めて集積しようというのは、相反することをやっているような感じがしますが、本当にこれでいいのでしょうか。

事務局長、お答えください。

事務局長

事務局長ということですので、お答えいたします。

それぞれ計画がありまして申請になっているというところがございます。

当然、守るべき優良な農地であれば、こういった申請というのは認められないということになると思いますので、そのへんのバランスをみながら許可のほうは進めていくということになるのだろうと思います。

議 長

16番 及川 治雄 委員

16番

及川 治雄 委員

地域計画というのは、集落皆さんで話合いますね。

これは、業者と土地を持っている所有者だけで申請されて、地域計画の中でこの太陽光問題というのは話合われていないような気がします。

太陽光発電をするときに地域の方々からの水利の関係、山や畑に支障がないということを沢山言っていますが、結構、支障が出

ています。

私の花泉町でも結構、山を開発するので急に水が出てきたりしています。地域計画の中で、個人と業者の間だけで契約をして地域計画が本当にこれから守られていくのかどうかということを、事務局長に伺いたいです。

事務局長

たしかに、計画事業申請者と土地所有者の関係で進んでいるというところは、その通りかと思います。

地域計画との関係ということですが、そこの調整というのは現在出来ていないかなというところでございますが、現地確認の中で地元を分かる農業委員さんなり農地利用最適化推進委員さんが現地を確認して、ご意見をいただいておりますので、その中で地域として守るべき農地であれば、そういうご意見をいただいて地域計画と直接関係はないと思いますが、そういった地域の実情を分かるかたのご意見というところは1つの目安、判断基準になるのではないかと考えております。

地域計画とのすり合わせというところについては、今後の課題かなとは思っております。

以上です。

議 長  
議 長

その他ございませんか。

9 番  
畠山 信吾 委員

9 番 畠山 信吾 委員

今回、藤沢地域において太陽光が 12 件ということで、まとまって動いたということで、今ご意見、発言があったものと推察いたしますが、事務局から説明があったように当然これは農振除外しているということですので、その際にも私たちは、現地調査、確認をしております。

そして、太陽光発電設備における農地の転用には、少なからず危機感は複数人の農業委員の方が持っておられると、私は理解しております。昨年の市長への意見書の中で私はこの問題を取り上げさせていただきました。

直接的な話になりますが、現在使われていない農地、農地としては農地であるが家庭の事情の中で、今後使われていかないだろうという農地を目星をつけて事業者さんが、これを譲ってくれませんか、売ってくれませんかという話をもちかけていると思われまます。

今回、藤沢地域の申請地は、実は私の家の周囲が多くございます。そして、その状況をみますと、積極的に利用している農地ではないのも、私も分かります。守るべき農地、そうでない農地と

の線引きという話にもなってきますし、あとは使う予定のない土地をお金を払って買ってくれるというのを、邪魔をする必要はないわけですし、いろいろと難しい問題が絡んでいるものと思われ  
ます。

農業委員としての判断を超えたところにある問題なので、例えば今この案件はパネル 180 枚程度の大きな規模のものですが、事業者さんにはそれなりの理由があるようです。

これまで太陽光のパネルの問題はメガソーラーというもので、一気に雨水が流れ込んで道路を土砂が覆ってしまったという問題があったり、農地にもそのような問題がくるということで、問題になったのは聞いておりますが、そういった問題は先ほどお話しした、市長への意見書の中でそういう問題をはらんでいないのかということで、申し上げさせていただきました。

個人は使わない土地を買ってもらって、お金にするのだから固定資産税を払わなくてすむし、個人にとってはなんの損失もないわけです。それでも、地域としてみた場合に地域計画がある通り地域としてみた場合、それが果たして利益だけなのかという問題は、行政であったり政治であったり、そっちのほうで解決してもらわなければならないということで、市長のほうに農業委員から声を上げられるということがあったので、そこで声は上げさせてもらいました。

去年はそれを農業委員会の総会を通して、意見書として上がっていますので農業委員会全体の意見として掲げておりますので、今お話しした通りのことは市長、あるいは市当局に届いているものと考えております。

補足になるかどうかは分かりませんが、お話させていただきました。

議 長

ありがとうございました。

議 長

その他、ございませんか。

4 番  
小澤 仁 委員

4 番 小澤 仁 委員

今の畠山委員の関連質問ですが、私も今回太陽光のところを見に行きました。

そうしたら、後から書類が届きますと職員の説明です。行政の事務処理上、書類が揃わないものを受理するというのは、良くないと思います。

あくまでも法律に従って申請しているわけですので、書類が揃わないものを受理する必要はないと思います。

私が聞いてみると、5日の4時45分に持ってきたというのです。5時前に出せば、受理するというので、全部書類が揃わないものを受理するというのはやめたほうがいいと思います。

時間だからと、その時に書類が揃わないものを受理するのではなく、きちんと書類が揃ったものを受理してもらいたいです。ですから、次々電話がかかってきて、今書類が揃いましたというのは、やはり、書類に不備があるものは受理しないというのが原則なのではないですか。会長がいうところの、法の番人だということであれば、どうですか。

議 長  
議 長  
7番  
佐藤 想司 委員

その他ございませんか。

7番 佐藤 想司 委員

関連もあるので、参考までに言わせていただきます。

私も田んぼを借りて耕作をしていて、最近、貸主さんが高齢化して、お亡くなりになったり施設に入られたりして、相続する人から、具体的には田んぼを買ってくれないかという話を多々うけます。

今年の4月に法律が変わり、相続するときに必ず農地や宅地も含めて登記しなければならなくなりました。そのようなことが影響して、なかなか相続がスムーズにいかないという状態が出ていまして買ってもらえなければ、手っ取り早く太陽光なのかなということを言われています。

きちんとした改良区の田んぼなら良いのですが、私どもの中山間ですとそういったこともないので、買ったところであまり効率のいいところでもないで、結局、太陽光にならざるを得ないという状況が一方であります。

いずれ、今年4月から施行された法律の影響もかなりこれから出てくるのかなというふうに感じています。

以上です。

議 長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第244号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

議 長

佐藤局長補佐

よって、「議案第 244 号」を許可相当と決します。  
次に、「議案第 245 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。  
24ページをお開き願います。  
議案第245号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。  
一関市農用地利用集積計画について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。  
25ページをお開き願います。  
本議案に係る申請は、貸借権設定が1件、所有権移転が2件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が7件です。  
最初に貸借権設定ですが、第1号は、室根地域に係る申請です。  
26ページをお開き願います。  
次に、所有権移転ですが、第1号は、一関地域に係る申請です。  
第2号は28ページまで続いています。花泉地域に係る申請です。  
29ページをお開き願います。  
次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。  
第1号から30ページ第4号までの4件は、一関地域に係る申請です。  
31ページをお開き願います。  
第5号は、花泉地域に係る申請です。  
第6号から第7号までの2件は、室根地域に係る申請です。  
以上、各申請の詳細については記載のとおりです。  
また、計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

議 長

以上で説明を終わります。  
以上で、「議案第 245 号」の説明を終わります。  
審議願います。

議 長

(なしの声あり)  
審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。  
(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。  
「議案第 245 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」

議 長

を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

挙手満場と認めます。

よって「議案第 245 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決します。

議 長

次に、「議案第 246 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

32 ページをお開き願います。

議案第 246 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は、6 件で、一関地域 2 件、室根地域 2 件、藤沢地域 2 件です。

いずれの案件も、農地以外となってから 20 年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第 246 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

14番

佐藤 宗雄 委員

一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 1 号、申請地は、一関市役所から北東に約 2.3 km の位置にあり、周囲は北側が市道、東側及び南側が宅地、西側は農地となっている。

昭和 53 年頃から住宅への通路として利用しており、既に農地性は失われている。

第 2 号、申請地は、一関市役所から西に約 11 km の位置にあり、周囲は北側及び東側が宅地、西側が農地、南側が市道となっている。

昭和 57 年頃から倉庫の一部及び倉庫までの通路、管理用スぺ

議 長  
12番  
藤原 美喜男 委員

ース等として利用しており、既に農地性は失われている。  
報告は以上です。  
ありがとうございました。  
次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。  
室根地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。  
現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書のとおり現地確認により調査した結果、下記のとおり問題ないと思われますので報告します。

第3号、申請地は、室根支所から北東に約0.6kmの位置にあり、北側は農地、東側は宅地、南側及び西側は市道である。

昭和46年頃から宅地への進入路として利用されており、既に農地性は失われている。

第4号、申請地は、室根支所から南西に約5.7kmの位置にあり、北側は原野、西側は雑種地、東側及び南側は原野となっている。

平成10年頃に畜舎、飼料倉庫及び物置を建て、進入路及び敷地として利用されており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

議 長  
9番  
畠山 信吾 委員

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては5条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第5号、申請地は、藤沢支所から南に約2.0kmの位置にあり、周囲は北側及び西側が宅地、東側が用悪水路、南側が農地となっている。

昭和51年頃から自宅への進入路及び敷地として利用しており、既に農地性は失われている。

第6号、申請地は、藤沢支所から西に約4.0kmの位置にあり、周囲は北側、西側及び南側が農地、東側が公衆用道路となっている。

79-3及び133-3は昭和54年頃から宅地への通路として、79-4は昭和41年頃から乾燥場の一部として利用しており、既に農地

		性は失われている。
		報告は以上です。
議	長	ありがとうございました。
		以上で現地調査の結果報告を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第 246 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第 246 号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第 247 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交替承認について」を議題といたします。
		事務局の説明を求めます。
佐藤局長補佐		34ページをお開き願います。
		議案第247号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交替承認について、内容をご説明いたします。
		土地改良法第 3 条第 2 項前段及び同法施行規則第 4 条第 1 項の規定により申出があったので、同法施行令第 1 条の 5 の規定に基づいて承認を求めるものです。
		35ページをお開き願います。
		本議案に係る申請は 2 件で、花泉地域 1 件、東山地域 1 件です。
		新資格者は、土地改良事業に参加するため、自己の所有農地に係る土地改良事業の参加資格を、現資格者である当該農地の耕作者との交替により取得しようとするものです。
		以上で、説明を終わります。
議	長	以上で、「議案第 247 号」の説明を終わります。
		なお、第 1 号については、22 番 佐藤 多賀幸 委員が農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。  
「議案第247号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の  
交替承認について」第1号を除き可と決する方は挙手願います。  
(挙手満場)

議 長 挙手満場と認めます。  
よって「議案第 247 号」について、第1号を除き可と決しま  
す。

議 長 次に、「議案第247号 土地改良法第3条の規定による組合員資  
格の交替承認について」第1号を審議いたします。  
佐藤 多賀幸 委員は退室願います。  
(午後3時12分 退室)

議 長 審議願います。  
(なしの声あり)

議 長 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。  
「議案第 247 号」第1号を可と決する方は挙手願います。  
(挙手満場)

議 長 挙手満場と認めます。  
よって、「議案第 247 号」第1号を可と決します。  
佐藤 多賀幸 委員は入室願います。  
(午後3時14分 入室)

議 長 佐藤 多賀幸 委員に申し上げます。  
「議案第 247 号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の  
交替承認について」第1号を可と決しました。

議 長 以上で議案審議を終了いたしました。  
第36回一関市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。  
  
(午後3時15分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員